



令和 4 年地方分権改革に関する提案募集に係る国の検討状況について

令和 4 年 7 月 21 日
本 部 事 務 局

令和 4 年 7 月 4 日開催の内閣府「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」の結果、下記 1 の表のとおり I から IV までの検討区分が示され、うち I について関係府省へ検討要請がなされた。

今後は下記 2 のスケジュールに従い、提案事項の実現に向けて意見を提出していく。

1 提案検討区分の状況

検討区分	全国	関西広域連合	
		連合提案	共同提案
I 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案（※1）	235	(※3) 5	12
うち重点事項と位置づけられた提案（※2）	(110)	(※3) (5)	(8)
II 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案	16	0	0
III 改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整対象とする提案	31	1	0
IV 提案募集の対象外である提案	9	3	0
計	291	9	12

※ 1 調整対象案件の詳細は別紙のとおり

※ 2 重点事項については内閣府において有識者による関係府省ヒアリング等を実施

※ 3 滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県が実施する事務について、関西広域連合が取りまとめ窓口となって共同提案した 2 件を含む。

2 今後のスケジュール（予定）

- 7 月下旬 関係府省からの第 1 次回答公表
- 8 月上旬 提案募集検討専門部会（有識者による関係府省ヒアリング 1R）
- 8 月中下旬 提案団体から関係府省第 1 次回答に対する意見提出
- 9 月下旬～10 月上旬 関係府省からの第 2 次回答公表
- 10 月上中旬 提案募集検討専門部会（有識者による関係府省ヒアリング 2R）
- 11 月中下旬 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（対応方針案）
- 12 月中下旬 地方分権改革推進本部、閣議（対応方針決定）

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案事項一覧（令和4年）

1 関西広域連合提案（5件）

提案事項	求める措置
資格免許・登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用 重点 ① 調理師免許 ② 製菓衛生師免許 ③ 全国通訳案内士登録 ④ クリーニング師免許 ⑤ 登録販売者に係る販売従事登録	左欄に掲げる資格免許・登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している関西広域連合において同システムを活用できるようにすること

備考 ④及び⑤は、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県が実施する事務について、関西広域連合が取りまとめ窓口となって共同提案したもの

2 関西広域連合と構成府県市との共同提案（構成府県市提案分）（12件）

提案事項	求める措置
① 地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化（鳥取県等） 重点	地域公共交通利便増進実施計画について、軽微な変更に係る手続きの簡素化
② 会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立（徳島県等） 重点	会計年度任用職員（パートタイム）への勤勉手当支給を不可とする地方自治法の改正及び会計年度任用職員への勤勉手当は支給しないことを基本とすべきとする総務省通知の見直し
③ 指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等（大阪府等） 重点	指定介護機関に関する名称その他事項の変更について介護保険法に基づき変更等があった場合には、生活保護法において変更等があったものとみなすこと。指定・届出関係事務の窓口一本化。介護保険法指定データをベースとして生活保護法と一元管理・共有するシステムの構築
④ 指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったことをもって指定取消を可能とすること（大阪府等） 重点	介護保険法に基づく指定取消等処分がなされたことを要件として生活保護法上の指定取消等処分を可能とすること。あるいは、指定取消等処分がなされたことをもって生活保護法上で指定の効力を失う若しくは効力の停止があったものとみなすこと
⑤ 地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止（兵庫県等） 重点	交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額等、軽微変更としての報告が求められている全てについて報告を不要とすること
⑥ 過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定（兵庫県等） 重点	都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること
⑦ 酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化（兵庫県等） 重点	酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に任せること。策定に当たって、都道府県知事の農林水産大臣（市町村長は都道府県知事）との協議事項を報告事項に変更すること

提案事項	求める措置
⑧ 地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化（兵庫県等） 重点	補助率の嵩上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。計画に記載した全個別事業の進捗管理の簡素化
⑨ 市町村の空家対策所管部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化（大阪府等）	市区町村の空家対策所管部局が空家法に基づいて福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法の守秘義務に抵触しない旨を、ガイドライン等において明確化すること
⑩ 私立認定こども園等における障害児受入支援に係る制度見直し（兵庫県等）	国庫補助制度を一本化する等、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目線での施策の充実。国庫補助制度において受け入れ障害児が1人であっても補助対象とすること
⑪ 社会福祉施設に関する調査の手法、内容及び頻度等の見直し（兵庫県等）	内容に重複が見られる調査の整理・統合、調査頻度の削減及び調査時期の統一、オンライン化の推進と基本情報入力の簡素化
⑫ 地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化（兵庫県等）	地域自殺対策強化事業実施計画書及び地域自殺対策強化事業実施報告書の簡素化。紙媒体での提出を廃止し、電子データのみでの提出とすること